

第2節 岸和田市景観形成市民団体

（景観形成市民団体の認定）

第38条 市長は、良好な景観形成に寄与する活動を行う市民の団体又はその団体を支援しようとするNPO（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）を岸和田市景観形成市民団体（以下この条及び次条において「景観形成市民団体」という。）として認定することができる。

2 景観形成市民団体の認定の要件その他必要な事項は、規則で定める。

（活動の支援）

第39条 市長は、景観形成市民団体に対して、その主体性を尊重し、積極的な活動が行われるよう、必要な支援を行うものとする。